

# 奥州市ごみステーション及びリサイクルステーション設置要領

平成 19 年 6 月 1 日制定

## (目的)

第 1 条 この要領は、奥州市内のごみ及びリサイクル分別収集業務の円滑な運営を図るため、ごみステーション及びリサイクルステーション（以下「ステーション」という。）を市民が新たに設置、移転及び廃止する場合の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (ステーションの設置基準)

第 2 条 ステーションは、原則として次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ごみステーションは、概ね 30 世帯に 1 箇所とする。
- (2) リサイクルステーションは、概ね 100 世帯に 1 箇所とする。ただし 1 行政区内の世帯数が 100 世帯に満たない場合は、当該 1 行政区を 100 世帯とみなす。
- (3) 収集作業及び道路交通等の安全が確保されていること。
- (4) 事前に土地所有者又は管理者の了解を得ていること。
- (5) ごみの飛散防止及び環境美化に配慮し、利用者（利用する行政区、班等）が衛生的な維持及び管理を行うこと。
- (6) 1 行政区内にリサイクルステーションを 2 箇所以上設置する場合は、他のリサイクルステーションから 300 メートル以上離れていること。

## (設置、移設及び廃止の手続)

第 3 条 ステーションを設置、移設及び廃止しようとするときは、当該地区の行政区長、公衆衛生組合長、自治会長及びこれに準じる者等が様式第 1 号により市民環境部生活環境課へ申請する。

2 前項の申請があったときは、申請内容及び現場の状況を確認のうえ、適当と認めたときは承認する旨を、不適当と認めたときは不承認とする旨を様式第 2 号により当該申請をした行政区長、公衆衛生組合長、自治会長及びこれに準じる者等に通知するものとする。

3 前項の規定に基づき承認したときは、様式第 3 号により遅滞なく収集委託業者に指示するものとする。

## (集合住宅)

第 4 条 20 世帯以上の集合住宅を新設する場合は、設置者はステーションについて市民環境部生活環境課と事前協議することとする。

## (補則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

- 2 この要領の施行日において既に設置されているステーションは、この要領により設置されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

奥州市長 宛

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

(ごみ・リサイクル) ステーション (設置・移設・廃止) 申請書

(ごみ・リサイクル) ステーションの (設置・移設・廃止) について、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請場所 奥州市 (図面添付)
- 2 収 集 物 燃えるごみ ・ 燃えないごみ ・ リサイクル ・ ( )
- 3 収集開始希望日 年 月 日  
(廃止予定日)
- 4 該当世帯数 世帯
- 5 申請理由
- 6 土地使用者 住所  
又は管理者 氏名  
(※) 設置の承諾 (有・無)

備考 ※の欄は廃止の場合は記入不要とする。

様式第 2 号

第 号  
年 月 日

様

奥州市長

(ごみ・リサイクル) ステーション (設置・移設・廃止) (承認・不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった(ごみ・リサイクル) ステーションの(設置・移設・廃止)については、(承認・不承認) とします。

記

1 申請場所 奥州市

2 理 由

3 承認の場合

- (1) 収集開始日 年 月 日
- (2) 衛生の保持・環境美化にご配慮願います。
- (3) 分け方・出し方を守って使用するようご指導願います。
- (4) リサイクルの徹底をご指導願います。
- (5) 指定袋の使用の徹底をご指導願います。

様

奥州市長

(ごみ・リサイクル)ステーション(設置・移設・廃止)について

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 収集場所 奥州市  
(別紙図面参照)

2 収 集 物

|            |     |    |
|------------|-----|----|
| (1) 燃えるごみ  | 毎週  | 曜日 |
| (2) 燃えないごみ | 毎月第 | 曜日 |
| (3) リサイクル  | 毎月第 | 曜日 |

3 収集開始日 年 月 日

4 設置・変更理由等